

草加市教育委員会会議録

令和4年第7回定例会

令和4年草加市教育委員会第7回定例会

令和4年7月28日（木）午前9時から

教育委員会会議室（ぶぎん草加ビル4階）

○議 題

- 第24号議案 草加市立図書館管理規則の一部を改正する規則の制定について
- 第25号議案 草加市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱及び任命について
- 第26号議案 草加市立小中学校医療的ケア支援事業実施要綱の制定について
- 第28号報告 県費負担教職員の人事に係る専決処理の報告について
- 第29号報告 草加市学校運営協議会委員の任命に係る専決処理の報告について
- 第30号報告 草加市障害児就学支援委員会の答申に係る報告について
- 第31号報告 教育に関する事務に係る議会提出議案の意見聴取（令和4年度草加市一般会計補正予算（第2号））に係る専決処理の報告について

○出席者

教 育 長	山 本 好 一 郎
教育長職務代理者	小 澤 尚 久
委 員	加 藤 由 美
委 員	宇 田 川 久 美 子
委 員	川 井 か す み
委 員	峰 崎 隆 司

○説明員

教育総務部長	青 木 裕
教育総務部副部長	河 野 健
教育総務部副部長	川 西 潤 一
学 務 課 長	鈴 木 英 治
指 導 課 長	和 田 卓

教育支援室長	篠崎光浩
中央図書館長	長澤富美子

○事務局

浅古亮一
山岸亮
西塔翼

○傍聴人 0人

午前9時00分 開会

◎開会の宣言

○山本好一郎教育長 ただ今から、令和4年教育委員会第7回定例会を開催いたします。

◎前回会議録の承認

○山本好一郎教育長 事務局から前回の会議録を朗読願います。

———— 前回会議録の朗読 ————

○山本好一郎教育長 ただ今事務局から前回の会議録の朗読がありましたが、これにつきまして、ご質問、ご意見がありましたら、お願いいたします。

(「ありません」と言う者あり)

○山本好一郎教育長 よろしければ、承認することとし、会議録への署名を行いたいと思います。

教育長・委員の署名

○山本好一郎教育長 以上で、前回の会議録の承認を終了します。

◎議案審議

○山本好一郎教育長 ただ今から審議に入らせていただきます。本日の案件は、追加案件も含めて、議案が3件、報告が4件となっております。

なお、委員さんの中で、議題以外で教育全般に係るご質疑、ご意見等がございましたら、委員会終了後に意見交換の時間を設けておりますので、よろしくお願いいたします。

◎第24号議案 草加市立図書館管理規則の一部を改正する規則の制定について

○山本好一郎教育長 初めに、第24号議案につきまして、中央図書館長より説明させます。

○説明員 第24号議案、草加市立図書館管理規則の一部を改正する規則の制定について、ご説明いたします。提案理由といたしましては、個人情報の適正な管理を行うため、有効期間の満了を迎えた利用カードの無効などについて定めるとともに、条文の所要の整備を行う必要を認めたためでございます。

改正内容の1点目といたしましては、第10条及び第14条に、申請を受けて利用の登録を行い、個人又は団体利用カードを交付する旨を記載いたします。

2点目といたしまして、第12条、第16条に、利用カードの交付要件に該当しなくなった場合や有効期間満了の翌日から起算して1年を経過した日においても有効期間の更新の申請がなかった場合に、登録情報を抹消し、利用カードを無効とする規定を設けました。また、その他として、必要な文言の整理を行います。施行期日につきましては、令和4年10月1日、経過措置としまして、改正前の規定により既に個人利用カードまたは団体利用カードの交付を受けている者のうち、施行日において更新の申請をしておらず、かつ、同日において既に有効期間満了日から1年を経過している者の有効期間については、令和4年2月1日を起算日とします。

説明は以上でございます。

○山本好一郎教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○小澤尚久教育長職務代理者 個人利用カードは、大体1年にどれぐらい申請があり、それが無効化するのは何%ぐらいあるものですか。

○説明員 令和3年度の実績で申し上げますと、新規登録者は、個人で4,157人、団体で835団体でございます。現在、更新されていない方は15万人を超える人数です。

○小澤尚久教育長職務代理者 蓄積で15万人ということですね。

○説明員 そのとおりです。

○小澤尚久教育長職務代理者 大体毎年どのぐらい失効しているかは分かりますか。

○説明員 平成27年1月31日以前に登録された方が、令和3年1月31日で有効期間満了となり、その方たちが今回初めて対象となります。そのため、まだ整理がうまくできていない段階でございます。

○小澤尚久教育長職務代理者 大事な情報もあると思うので、適切に処理をよろしく願います。

○山本好一郎教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第24号議案については、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○山本好一郎教育長 異議がないようですので、第24号議案については、可決といたします。

◎第25号議案 草加市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱及び任命について

○山本好一郎教育長 次に、第25号議案につきまして、指導課長より説明させます。

○説明員 第25号議案、草加市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱及び任命について、ご説明申し上げます。

本議案は、草加市いじめ問題対策連絡協議会委員の任期が令和4年7月31日をもって満了することに伴い、草加市いじめ問題対策連絡協議会等条例第3条及び第4条の規定により、委員を委嘱及び任命するものでございます。

委嘱及び任命する者は、名簿に記載されている16人でございます。

選出区分の内訳は、児童相談所の職員1人、埼玉県警察の警察官1人、保護者の代表者2人、市立小中学校長代表者2人、教育委員会が必要と認める者6人、市職員4人でございます。

説明は以上でございます。

○山本好一郎教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○小澤尚久教育長職務代理者 委員の任期は2年とし、再任を妨げないとありますが、比較的、ほかの委員会と比べると、新任の方の割合が多くなっているように感じます。この辺について、何か理由やメリット、デメリットなどがあるとしたら、教えていただければと思います。

○説明員 委員の委嘱につきましては、各団体に推薦をしていただいておりますので、年数を経て担当する者が替わったりしますので、新任の割合が多くなっています。メリットとしましては、新しい視点でいろいろなご意見をいただけるというところがあると思います。

○峰崎隆司委員 ほかの委員会もそうですが、女性の割合が18.8%というのは、割合としては少ないと思います。各団体に推薦を依頼して出てくるので、やむを得ない部分もあるのですが、例えば市の職員や教育委員会が必要として認める職員については、もう少し調整ができるのかもしれないので、その辺は今後できるだけ割合が高くなるように工夫していくといいと思います。

○説明員 次に推薦依頼をする際は、そちらも踏まえて考えていきたいと思います。

○加藤由美委員 私も同じですが、女性が16人中3人しかいらっしゃらないということで、委員は最大20人ということなので、できればあと4人の女性の方を入れていただけたらと思います。

○説明員 今回はこのメンバーとさせていただきまして、令和6年の委嘱の際には、女性の割合が多くなるように考えていきたいと思います。

○山本好一郎教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第25号議案については、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○山本好一郎教育長 異議がないようですので、第25号議案については、可決いたします。

◎第28号報告 県費負担教職員の人事に係る専決処理の報告について

○山本好一郎教育長 続きまして、教育長に対する事務委任規則第2条第3項の規定に基づき、専決処理の状況を報告させていただきます。

第28号報告につきまして、学務課長より説明させます。

○説明員 第28号報告、県費負担教職員の人事に係る専決処理の報告について、ご説明申し上げます。

この案件につきましては、本来であれば教育委員会の議決を経るべきところでございますが、緊急に処理する必要があり、教育委員会を招集するいとまがないと認め、令和4年6月30日付けで専決処理をさせていただきましたことから、これを報告するものです。

内容でございますが、育児休業が中学校教諭2件、育児休業復帰が小学校養護教諭1件。発令につきましては、欠員補充が小学校教諭2件、中学校教諭1件。代員につきましては、小学校産休代員、養護教諭2件、小学校休職代員、教諭1件でございます。

説明は以上でございます。

○山本好一郎教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○加藤由美委員 育児休業は女性の方でしょうか。

○説明員 育児休業は、中学校については2人とも男性です。

○峰崎隆司委員 欠員補充が小中で3件発令になっていますが、まだ欠けているところは市内であるのでしょうか。状況を教えてください。

○説明員 この小学校1件について、これは前々回の定例会でご説明させていただいた未配置の部分が埋まったことになりますので、今の段階で未配置という状況はございません。

○峰崎隆司委員 分かりました。

○小澤尚久教育長職務代理者 先ほどの育児休業の男性2件ですが、どれぐらいの期間なのかということと、あと男性の育児休業は最近増加傾向にあるのでしょうか。その辺も教えてください。

○説明員 中学校男性教諭２人について、１件は令和４年６月１日から令和５年３月３１日までという長期にわたるものです。もう１件については、令和４年６月３０日の１日間育児休業を取ったという形のものになります。

○山本好一郎教育長 育児休業の男性の取得状況はどうですか。

○説明員 男性の取得状況については、具体的な数値が手元にないのですが、増加傾向にあることは事実でございます。

○小澤尚久教育長職務代理者 分かりました。育児休業を取りやすいということに、これからも配慮していただければと思います。ありがとうございました。

○山本好一郎教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第２８号報告につきましては、原案どおり承認することよろしいでしょうか。

（「はい」と言う者あり）

○山本好一郎教育長 異議がないようですので、第２８号報告については、承認いたします。

◎第２９号報告 草加市学校運営協議会委員の任命に係る専決処理の報告について

○山本好一郎教育長 続きまして、第２９号報告につきまして、学務課長より説明させます。

○説明員 第２９号報告、令和４年度学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理の報告について、ご説明申し上げます。

この案件につきましては、本来であれば教育委員会の議決を得るべきところではありますが、緊急に処理する必要があり、教育委員会を招集するいとまがないと認め、令和４年６月１２日付けで専決処理をさせていただきましたことから、これをご報告するものでございます。

内容でございますが、第３回教育委員会定例会で承認していただいた令和４年度の学校運営協議会委員でございますが、令和４年７月１１日に草加市立両新田小学校長より、同校学校運営協議会委員へ磯崎千春氏の追加推薦がありました。推薦理由として、草加市立両新田小学校学校運営協議委員会委員の６人中５人が再任であり、令和６年３月３１日に任期が終了することから、令和４年度第１回の学校運営協議会において、磯崎千春氏を新規に任命することの薦めがあり、校長もこれに同意したことによります。磯崎千春氏は、同校の保護者であり、今後、学校・地域・家庭が連携して学校運営を進めていく上で、保護者の中心となって活動してもらえる人物であるとの報告を受けています。学校運営協議会と校長は、できるだけ早い段階で学校運営協議会についての理解をしてもらいたいと考えたことから、令和４年７月１３日に開催

される第2回の同校学校運営協議会に参加をしていただきたいとの意向があり、それを尊重し学校運営協議会が開催される前に磯崎千春氏の任命をいたしましたことをご報告させていただきますので、ご承認をお願いいたします。

なお、委嘱期間は、令和4年7月12日から令和6年7月11日までの2年間であります。説明は以上でございます。

○山本好一郎教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

なければ、第29号報告については、原案どおり承認することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○山本好一郎教育長 異議がないようですので、第29号報告については、承認いたします。

◎第30号報告 草加市障害児就学支援委員会の答申に係る報告について

○山本好一郎教育長 続きまして、事務の管理及び執行の状況を報告させていただきます。

第30号報告につきまして、教育支援室長より説明させます。

○説明員 第30号報告、草加市障害児就学支援委員会の答申に係る報告について、ご説明させていただきます。

初めに、6月21日実施、第1回の審議の結果についてご説明させていただきます。

諮問事項(1)障がいがあると思われる児童・生徒のうち、通級による指導を含む特別な教育的措置が必要と思われる児童・生徒に対する障がいの種類の判断、障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援でございます。特別な教育措置1については、調査依頼人数、調査実施人数は9人で行いました。2の障がいの種類の判断でございますが、「知的障害」が3人、「情緒障害等」が6人で行いました。3の障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援でございますが、「知的障害」と判断された3人は、「知的障害特別支援学級で指導することが望ましい」と判断されました。また、「情緒障害等」と判断された6人のうち、3人が「通級指導教室(発達障害・情緒障害)での指導を受けながら通常学級で指導することが望ましい」、3人が「自閉症・情緒障害特別支援学級で指導することが望ましい」と判断されました。

次に、特別な教育措置2、通級による指導:ことば・きこえでございますが、調査依頼人数、調査実施人数は2人で、調査審議の結果、言葉に障がいがあると思われる児童は2人で行いました。障がいの種類の判断は、「構音」が1人、「吃音」が1人で行いました。障がいの

程度の判断につきましては、「要指導」が2人で行いました。

続きまして、諮問事項(2)障がいがあると思われる就学予定児のうち、通級による指導を含む特別な教育措置が必要と思われる就学予定児に対する障がいの種類の判断、障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援についてでございます。特別な教育措置1の調査依頼人数、調査実施人数は1人で行いました。障がいの種類の判断は、「知的障害」が1人で行いました。障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援につきましては、「知的障害」の1人は、「知的障害の特別支援学校で指導することが望ましい」と判断されました。なお、就学予定児に係る特別な教育措置2についての調査依頼はございませんでした。

次に、7月15日実施、第2回の審議の結果についてご説明させていただきます。

諮問事項(1)障がいがあると思われる児童・生徒のうち、通級による指導を含む特別な教育的措置が必要と思われる児童・生徒に対する障がいの種類の判断、障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援でございます。特別な教育措置1は、調査依頼人数、調査実施人数は6人で行います。2の障がいの種類の判断でございますが、「情緒障害等」が6人で行いました。3の障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援でございますが、「情緒障害等」と判断された6人のうち、3人が「通級指導教室（発達障害・情緒障害）での指導を受けながら通常学級で指導することが望ましい」、また3人が「自閉症・情緒障害特別支援学級で指導することが望ましい」と判断されました。

次に、特別な教育措置2、通級による指導：ことば・きこえをご覧ください。調査依頼人数、調査実施人数は1人で行います。調査審議の結果、言葉に障がいがあると思われる児童は1人で行いました。障がいの種類の判断は、構音が1人で行いました。障がいの程度の判断につきましては、「要相談」が1人で行いました。

続きまして、諮問事項(2)障がいがあると思われる就学予定児のうち、通級による指導を含む特別な教育措置が必要と思われる就学予定児に対する障がいの種類の判断、障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援についてでございます。特別な教育措置1の今回の調査依頼人数、調査実施人数は1人で行いました。障がいの種類の判断は、「知的障害」が1人で行いました。障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援につきましては、「知的障害」の1人は「知的障害の特別支援学校で指導することが望ましい」と判断されました。

最後に、就学予定児に係る特別な教育措置2についての調査依頼はございませんでした。

説明は以上でございます。

○山本好一郎教育長　ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いい

たします。

○川井かすみ委員 これから多分、就学予定児の相談が増えてくるかと思うのですが、年々件数が増えていると思います。かなり時間を要するのではないかと思うのですが、今、どのぐらいの待ち時間があるのかと、毎年どのぐらいの人数が増えているのか、分かる範囲でお答えいただけますか。

○説明員 待ち時間につきましては、曜日にもよりますが、非常に混んでいるところで、既に2か月待ちを超えております。したがって、夏休みを希望されていたお子さんでも、夏休み中ではなくて9月の予約となっている方もおります。

人数につきましては、正確なものは把握しておりませんが、間違いなく増えておりまして、昨年度も2、3か月待ちということがありましたが、今年は早い段階から就学相談の問合せ等が非常に多くきておりますので、待ち時間についても早い段階から起きているということがございます。この後さらに増えることも予想されます。

○川井かすみ委員 今2か月待ちということで、去年も2か月待ちがあったということですが、就学相談というのは、親御さんとお子さんに寄り添った相談、あとはゆっくり時間をかけて話すということが大事かと思われまます。ですから、また2か月待ちにならないように、なるべく待ち時間を減らすということと、やはりゆっくり相談できる環境ということを目指して、来年度以降、人員配置を増やしていただけるといいと思います。よろしくお願いします。

○山本好一郎教育長 教育総務部長。

○説明員 その件につきましては、私のほうも、委員さんの思いをしっかり受け止めて、職員等の定数増を要望してまいります。

○川井かすみ委員 よろしく申し上げます。

○宇田川久美子委員 すみません。本件でということではなくて、言葉の意味を教えてくださいたいのですが、例えば障がいの教育的支援というところで、「要相談」と「要指導」、「通級指導教室で言葉の相談をすることが望ましい」というのと、「通級指導教室で言葉の指導をすることが望ましい」の「相談」と「指導」の違いを教えてください。

○説明員 まず「相談」につきましては、すぐに通級指導として始めますということではなくて、まずはお子様の状況を相談していただきながら、今後どのようにやっていったらいいかというお話というところからスタートしているところがございます。その後に、もちろん保護者様のご意向や本人の状況を見ながら、通級指導教室に通われるということもございます。「通級指導教室に通うことが望ましい」、要判断の「要指導」というほうにつきましては、その相

談のところのスタートが、まずはそちらのほうで個別に指導を受けたいかがでしようかというところのスタートとなってきますので、さらにちょっと一步進んだところになっております。

○小澤尚久教育長職務代理者 6月、7月に判断を改めてしていただいたということなのですが、これらのお子さんについては、それぞれの判断どおりの通級指導教室や支援学級などで、早ければ2学期から指導していただくことが可能になってくるわけですか。

○説明員 現在、学校のほうに判断についての結果を下ろさせていただいているところなのですが、今、学校が保護者の方と面談を行っている最中だと思います。1回目の学校からの報告がまだもう少し先になりまして、8月になりますので、現状ではまだ上がってきていないものが主なのですが、この後、校長から保護者の方に説明をさせていただいて、その後は全てこちらに上がってくるようになっております。

今回、保護者様の意向と判断の結果がずれているお子様もいらっしゃいますので、そういったところはより丁寧な相談が必要になるかと思います。

○小澤尚久教育長職務代理者 分かりました。引き続き、よろしくお願いします。

○山本好一郎教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、ないようですので、本日追加提出をいたしました案件に移ります。

◎第26号議案 草加市立小中学校医療的ケア支援事業実施要綱の制定について

○山本好一郎教育長 第26号議案につきまして、教育支援室長より説明させます。

○説明員 第26号議案についてご説明させていただきます。草加市立小中学校医療的ケア支援事業実施要綱の制定についてでございます。

提案理由につきましては、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律に基づき、医療的ケアを必要とする児童が通学する草加市立小中学校に看護師資格を有する者を配置し、医療的ケアを実施する必要を認めたためでございます。

草加市立小中学校医療的ケア支援事業実施要綱は、目的や意義、校内体制など、全部で9条ございます。

初めに目的ですが、医療的ケア支援につきましては、昨年度9月18日に施行されました「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」第7条「学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校に在籍する医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有する」とのことから、支援を行う責務が生じております。本事業は、医療的ケアを必要とする児童・生徒が通学する草加市立小中学校に看護師資格を有する者を必要に応じて配置し、医療的ケア

を実施することにより、当該児童・生徒の健康の維持及び増進を図るとともに、学習活動の継続性を保持し、当該児童・生徒が意欲的に学習に取り組み、安心して学校生活を送ることができるよう支援することを目的とするものです。

続きまして、主な内容についてご説明させていただきます。医療的ケアの定義と対象範囲でありますが、登下校時を除く学校の管理下において、特定の当該児童・生徒に対して行う、治療を目的とするものではなく、疾病に伴う日常的な生命の維持並びに健康状態の維持及び改善のために必要な医療的な行為であって、医師の指示の下で保護者が家庭で行うものと同等の行為とします。対象となる医療的ケアの範囲は、たんの吸引、導尿等当該児童・生徒の主治医が、学校において看護師が当該医療的ケアを行うことに支障がないと認めたものとします。

次に、医療的ケアの実施依頼及び決定についてでございます。医療的ケアの実施を希望する児童・生徒の保護者は、医療的ケア実施依頼書兼同意書に主治医が作成した指示書を添付して、児童・生徒が通学し、または通学を予定している学校の校長を経由して教育委員会に提出するものとします。書類の提出を受け、教育委員会は、医療的ケアの実施が可能かどうかを決定し、医療的ケアの可否について保護者へ通知するものとします。

続いて、校内体制についてでございます。医療的ケアの実施に当たって、あらかじめ保護者や主治医、学校医等との連絡体制を整備するものとします。また、関係者による評価及び検証の実施や、緊急時の対応について、日常的に確認を取ることとします。

続いて、保護者の役割についてでございます。登校時の健康状態の報告や、必要な器具等に係る費用の負担、看護師が体調不良等で休んだときの当該日における医療的ケアの実施等の7点をお願いすることとします。また、実施依頼書兼同意書に明記し、保護者の同意を得ることとします。

最後に、施行期日ですが、要綱の公布の日からとします。

説明は以上でございます。

○山本好一郎教育長　ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○峰崎隆司委員　これは、法令に基づいて設置しなければいけないということで進めているということだと思いますが、現時点で市内の小中学校に該当の児童・生徒はいるのでしょうか。

○説明員　現在把握しているお子様は2人おります。医療的ケアを行っているお子様ということで、1人が今回希望されているお子様でありまして、もう1人は、保護者様、また本人がご自身で医療的ケアができるということで、看護師をつけなくても大丈夫ということで、お話を

いただいております。

○峰崎隆司委員　これが施行されると、保護者への周知みたいなものが行われると思います。そうすると、今後そういう希望者が出てくる可能性というのはあるなということでしょうか。

それからもう一つは、そういう該当の児童・生徒が実際に今1人はいるということですが、予算の措置とか、それからこういう看護師をどのように見つけるのかとかという辺りはどのようにするのか。これも教育支援室が担当になるのでしょうか。その辺も教えてください。

○説明員　今後の増加につきましては、恐らくあると考えております。来年度の就学予定児のも、現在、当室としましては2人把握しているのですが、ただ、お2人とも特別支援学校の判断が出ているお子様たちで、ご家族も支援学校に通いたいという意向のあるお子様たちでございます。再来年度につきましても、もう1人、問合せが来ておりまして、この後、相談を進めていくという形になっております。法令が施行されたということで、他市でも大体同じスタートを切りましたが、入ってくる情報からも、需要はあるのかなと把握しております。

続きまして、今年度の予算措置につきましては、現在1人希望があるということで、早急に実施したいところがございますので、2学期の頭からスタートできるよう、予備費を充当させていただいております。本日、議決をいただきましたら、また準備を進めたいと思います。

来年度以降につきましても、そのお子様については継続することはほぼ確定しておりますので、そのところは予算を要求していくという形になりますが、それ以上のところにつきましては、今のところは伺っておりません。

○峰崎隆司委員　それから、教育支援室が担当でいいですか。

○説明員　そのとおりです。

○川井かすみ委員　第3条の医療的ケアの範囲が「たんの吸引、導尿等」となっているんですが、「等」というのはどういった内容を想定されているのでしょうか。

○説明員　埼玉県教育局県立学校の特別支援教育課からですが、医療的ケアの実施ガイドラインというものが令和3年4月に出ておりまして、この中で医療的ケアの内容としましては、読み上げさせていただきましますと、「特別支援学校等における医療的ケアの今後の対応について及び社会福祉士及び介護福祉士法及び厚生労働省令に定める実施可能な特定行為」となっておりまして、喀たん吸引、経管栄養を基本とするという形になっているのですが、「ただし、本県では、薬液吸入・水分吸入・導尿・酸素療法（一定の条件を満たしているもの）の行為も実施の対象とする」という形になっておりますので、そちらも想定させていただいて「等」をつけております。

○川井かすみ委員 そうすると、喀たん吸引、導尿等だけではなく、今、経管栄養のお子さんがたくさんいらっしゃるので、経管栄養も「等」の中に含めなくてもいいのかなと思ったのですが、埼玉県では「等」の中に経管栄養が含まれるということなのですね。胃ろうに関しては「等」の中にも含まれているのでしょうか。

○説明員 経管栄養の中には「経鼻胃管・胃ろう・腸ろう」と書いてありますので、胃ろうについてもこの形となります。

○川井かすみ委員 看護師が当該医療的ケアを行うと指定されているのですが、特別支援学級では、教員がたん吸引や経管栄養を行っているのですが、市町村の学校においては、それは一切行わず、看護師だけということになっているのでしょうか。

○説明員 今回の法律の定義ですと、看護師だけではなくて、資格を有する者も実施ができることになっておりますが、学校という現場を考えたときに、本人の安全を第一にというところを考えまして、本市のほうでは看護師という形にさせていただいております。また、学校内にいる教職員等にそういう資格を取ってもらうということも案としては考えましたが、負担が非常に大きい、また命を取り扱うところということで、そういった面からの負担ということも非常に大きいということで、今回はそこではなく、看護師のほうに頼み、児童の安全第一とさせていただきたいということで、看護師とさせていただいております。

○川井かすみ委員 そうすると、経管栄養ができる、胃ろうができるとなると、給食の再調理が必要になってくるかなとは思いますが、給食に関しては特に記載等は今のところは含まれていないのでしょうか。経管栄養とかになると、刻み食や低糖というのが必要になるのですが、そういった給食の再調理ができないのであれば、親御さんに持参していただくのか、それとも給食室で再調理を行ってもらえとか、そこは決まっているのでしょうか。

○説明員 現在のところは決まっておりません。今回作らせていただいたところに、たん吸引を必要とされているお子様ということが前提条件にありましたので、そのほかのところにつきましては、この後しっかりと詰めて明示したり、または別に定めたりなどができればと思っております。

○小澤尚久教育長職務代理者 今お話の中に少し出たのですが、今回該当するお子様は、たんの吸引を主に行うということでしょうか。そうだとしたら、何年生の男女どちらのお子様か、教えてください。

○説明員 対象児童につきましては、市の小学校特別支援学級在籍の１年生の男子児童でございます。このお子様ですが、先天性疾患による呼吸器機能障害から身体障害者手帳の１級を取

得されております。先天性声門下狭窄症の診断を受けまして、気管切開の手術をしており、喀たん吸引の医療ケアが必要となっております。現在、喀たん吸引のほうは1時間に1回程度行っているということですが、気候や活動内容によりまして、さらに短時間の間隔で吸引を必要とすることもございます。また、活動制限のないお子様ではございますが、以前に自宅で後転を行った際に気管カニューレが外れてしまったということで、体育や外遊び等も行っているお子様ですので、そういった面からも常時見守りが必要な状況でございます。

○小澤尚久教育長職務代理者 これから安心して活動をやっていただけますね。ありがとうございます。

○山本好一郎教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第26号議案については、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○山本好一郎教育長 異議がないようですので、第26号議案については、可決いたします。

◎第31号報告 教育に関する事務に係る議会提出議案の意見聴取(令和4年度草加市一般会計補正予算(第2号))に係る専決処理の報告について

○山本好一郎教育長 次に、第31号報告につきまして、中央図書館長より説明させます。

○説明員 第31号報告、教育に関する事務に係る議会提出議案の意見聴取(令和4年度草加市一般会計補正予算(第2号))に係る専決処理の報告について、ご説明申し上げます。

この案件につきましては、本来であれば教育委員会の議決を経るべきところでございますが、緊急に処理する必要があり、教育委員会を招集するいとまがないと認め、令和4年7月26日付けで専決処理をさせていただきましたことから、これをご報告するものでございます。

内容でございますが、まず図書館情報サービス・管理運営事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しまして、1,157万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、非来館型サービスなどを推進するため、電子書籍の充実を図る経費としまして、1,116万5,000円の増額補正を行うものでございます。

また、コロナ禍における図書館主催の講習会及びイベントなどにつきましては、オンラインを活用して開催するに当たり、パソコンなどの必要な情報機器等の整備に係る経費として、41万4,000円の増額補正を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○山本好一郎教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○小澤尚久教育長職務代理者 この予算で大体どれぐらいの量の電子書籍が購入できる想定でしょうか。

○説明員 電子書籍につきましては、コンテンツを2,500点購入できる見込みと考えております。

○山本好一郎教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第31号報告については、原案どおり承認することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○山本好一郎教育長 異議がないようですので、第31号報告については、承認いたします。

○山本好一郎教育長 続きまして、その他の報告がございましたらお願いいたします。

○教育総務部長 特にございません。

○山本好一郎教育長 その他の報告がないようですので、次の教育委員会の日程について、事務局からお願いいたします。

○教育総務部長 次回の教育委員会の日程でございますが、第8回定例会につきまして、8月24日水曜日、時間は午前9時から、場所は教育委員会会議室でお願いしたいと思います。

◎閉会の宣言

○山本好一郎教育長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。ありがとうございました。

午前9時50分 閉会